



くらしのほっと通信

P.2・3 消費者教育
コーディネーター
が支援した授業
P.4 市内の先生方へ

消費者教育コーディネーターが 授業のお手伝いをします

消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)が2012年に施行され、学校での消費者教育の推進が義務付けられました。名古屋市消費生活センターは2016年8月から、消費者教育の実践を支援する専門職「消費者教育コーディネーター」を学校に派遣し、授業での消費者教育のお手伝いを始めました。幼稚園・保育園では「こども消費者教室」に取り組んでいます。



授業や「こども消費者教室」の人形劇に登場する名古屋市消費生活センターのマスコットキャラクター「コアラのハッピー」と、こども消費者教室応援団の「おにまる」「ほしこ」が消費者教育コーディネーター派遣事業を紹介します。



消費者教育ってなあに？

昔に比べ、いろいろなモノがさまざまな方法で売られ、消費生活は複雑でわかりにくくなっているよね。そんな中、自分で考え行動する消費者になるために行うのが消費者教育なんだ。環境や社会にも配慮できる消費者が求められているよ。授業では、具体的な行動につながるヒントを伝えられたらいいなと思っている。



コアラのハッピー



どうして授業で消費者教育をやるの？

お金を払ってモノやサービスを買ひ、使用するのが消費者。子どもも消費者なんだね。それにインターネットの普及で、子どもたちも思わぬトラブルに巻き込まれることが増えているよ。小さいころから、発達段階に合わせて学んでいく必要があるんだ。



おにまる



どんな授業をしているの？

小・中学校では、家庭科や社会科の授業に参加しているよ。特別支援学級や特別支援学校ではお金の勉強、幼稚園・保育園の「こども消費者教室」では買い物体験のプログラムもあるの。消費者の相談を受けている消費生活センターだからこそ、消費者の生の声や現状を授業に生かせると思っているわ。

くわしい内容は次のページを見てね。



ほしこ



消費者教育コーディネーターが これまでにお手伝いした授業

小学校

家庭科、社会科の授業、特別支援学級での金銭教育を行いました

5年 家庭科 ●情報を生かして商品を選ぼう

4種類のハムから目的と予算に合った商品を選ぶ授業です。値段、成分などパッケージの情報からそれぞれの商品の特徴をとらえ、なぜそのハムを選んだかについて考えをまとめました。

同じハムを選んだ児童同士がグループとなり、選んだ理由を発表することで、商品を選ぶ理由や考えはいろいろあることを学びました。



3年 社会科 ●スーパーマーケットではたらく人の工夫

たくさんのお客さんに来てもらうために、店ではたらく人がお客さんの願いに合わせた工夫をしていることをまとめる授業です。1時限の中を担任の先生と消費者教育コーディネーターが分担しました。



それぞれの授業では、本物そっくりの野菜のレプリカやハムのパッケージなど、リアルな教材を使ったよ。みんなの関心を高め、印象に残る授業になればと考えているんだ。

先生方の声から

「具体物を使うことで疑似体験できた」「いつもの授業とは視点を変えることができた」
「子どもの様子が客観的にわかった」

中学校

中学生が陥りやすい消費者トラブルと その対処法について学習しました

2年 家庭科 ●消費生活を考えてみよう

契約についてなど、生徒が誤解しやすいポイントをクイズ形式にして楽しみながら確認しました。

中学2年の家庭科は1学期中に学習を終えていました。学校側の希望で、派遣授業は2学期の終わりに実施し、1学期の学習内容の理解を深める方法をとりました。

生徒の声から

「(一番心に残っていることは)
中学生が、思っていたより重い
トラブルに巻き込まれていること」
「買い物で契約が成立する
タイミングが意外だった」



幼稚園 保育園



年長 金銭教育

●ドーナツを買いに行こう



先生方の声から

「買い物への関心が高まった」「その後の
ごっこ遊びにつながった」「限りあるお金
を自分で考えて使う体験ができた」

Q 消費者教育コーディネーターは、どんな人がやっているの？

A 消費者教育コーディネーターは消費生活相談員と同じく消費者関連の専門資格を持っています。消費者教育、啓発活動に携わってきた経験を生かして授業に取り組んでいます。



Q 授業の内容はどうやって決めているの？

A 学校の先生方とじっくり打ち合わせをし、授業の進め方、必要なお手伝いの内容、教材などを決めます。児童・生徒、教室の様子を知るため、事前に授業を参観することもあります。

特別支援学級 ●お金ってなあに？



消費生活の第一歩、お金について勉強しました。

導入の人形劇で「買い物にはお金が必要」という場面を見せました。お金への関心が高まったところで、硬貨の違いを見分けて区別する活動に取り組みました。「1円は葉っぱ」「10円はお寺」「100円は花」というように、3種類の硬貨の違いをとらえていきました。

●修学旅行のおみやげを買おう

消費者教育コーディネーターが店員役になることで、担任の先生には旅行当日と同じように児童の支援にあたっていただくことができました。これまでは特別支援学級での実施でしたが、普通学級でも実施したいとの依頼をいただきました。



模擬貨幣を使って…



3種類の硬貨を1つの皿にまとめ、消費者教育コーディネーターが言った硬貨を児童に選んでももらいました。大きさ、色、模様など本物そっくりの模擬貨幣は金銭教育で欠かせない教材です。



「修学旅行前におみやげを買う体験をさせたい」という先生の声から実施した授業。実際に利用するお店の協力で、事前に店内や商品を撮影し、実物大のみやげものカードを80点作って買い物体験してもらったよ。

買い物体験を通し、 お金の大切さや お店でのマナーを 学びました

園児が模擬貨幣100円を持って好きなドーナツを1つ買いました。買い物体験の前には、人形劇でお店でのマナーを学びました。

ドーナツはおもちゃだけど、レジは本物。レシートも出るんだ。お金と商品の受け渡しとともに、レシートの役割も伝えたいよ。



特別支援学校

金銭教育のほか、生徒が巻き込まれやすいトラブルを取り上げ、ロールプレイングによって対処法を学びました

高等部2年 ●買い物をしよう



特別支援学校での買い物体験は、生徒がよく利用するコンビニを舞台にしました。おにぎりやサンドイッチ、ペットボトル飲料など、身近な品物を選んで買う体験です。ワークシートに、商品や硬貨のシールを貼り付けながら、「最初に持っていたお金」「買ったもの」「払ったお金」「残ったお金」を視覚からも理解できるように工夫しました。

先生方の声から

「本物のお店のようにやる気をもって取り組んでいた」
「生徒の実態がよくわかった」
「先生以外の人の話を聞くのも勉強になった」

名古屋市内の先生方へ

新しい学習指導要領では、消費者教育に関する教育内容の充実が図られました。以前の教科書と比較すると、消費者教育が大きく取り上げられるようになりました。現場の先生方には消費者教育の必要性についてご理解いただいている一方、「時間を確保するのが難しい」「授業にどのような形で取り入れたらよいかわからない」といったご意見もうかがいました。先生方のご要望に沿って、消費生活センターがお手伝いできることを提案します。



消費者教育コーディネーター派遣事業の概要

消費者教育推進法では消費生活センター、教育委員会などが連携して消費者教育を行うことが責務となりました。名古屋市消費生活センターは、消費者行政と学校などとの連携を図り、学校における消費者教育を推進するため、名古屋市立小学校校長OBを「消費生活指導員」に迎え、「消費者教育コーディネーター派遣事業」をスタートしました。消費者関連の専門資格を有する「消費者教育コーディネーター」が市内小中学校、特別支援学校に出向き、外部講師として消費者教育に関する授業のお手伝いをします。

授業の内容

授業内容については事前に先生方と十分に打ち合わせをし、指導案など提示して実施します。消費生活センターから提供できる最新の情報や工夫を加えた教材を活用し、一歩踏み込んだ興味深い内容の授業の展開に努めます。これまで実施した授業の様子を、消費生活センターのホームページで紹介しています。ご参照ください。

1 名古屋市消費生活センター

検索

「名古屋市消費生活センター情報ナビ」をクリック

2

センターのご案内

3

消費生活コーディネーターの派遣

派遣事業をご利用いただくには

実施希望日の1カ月前までに、消費生活センターへお電話ください。日程や予定される授業内容などをお伝えください。その後、申込書（ホームページに掲載）をお送りいただきます。

TEL 052-222-9679 FAX 052-222-9678

消費生活センター

消費者安全法により、消費者からの苦情に係る相談やあっせん、情報提供などを行うため、都道府県・市町村が設置しています。名古屋市消費生活センターは、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談のほか、苦情・相談のあった商品のテスト、消費者教育・啓発および情報提供、消費者活動の支援を行っています。

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン TEL 局番なし188

利用のご案内

相談室（相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です）

受付時間 月～金曜日 TEL **052-222-9671** 消費生活相談 金融商品・高齢者等買戻し110番
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く) TEL **052-222-9674** 架空請求ホットダイヤル
TEL **052-223-3160** サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 TEL **052-222-9690** 土・日テレフォン相談
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く) ※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)
TEL **052-222-9677**
くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

URL
<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



「電子メールによる相談受付」もご利用ください。

〒460-0008
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。